

# 平成27年度から「子ども・子

平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図るため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国でスタートします。

新制度では、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意し、教育・保育や子育て支援の選択肢を増やすことにより、地域の子育て支援を充実させ「子育てしやすい、働きやすい社会」を目指します。

また、新制度のスタートに向けた町の取り組みとして、平成27年度から5年間の保育施設等利用定員の設定や保育施設の整備、子育て支援に関する事業などを定める「子ども・子育て支援事業計画」を作成中です。



「子ども・子育て新制度」のシンボルマークです



## 新制度の主なポイント



### 認定こども園の普及

幼稚園と保育所（園）に加えて、両方のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。

### 質や量の向上

幼児期の教育や保育の「量の拡充」や「質の向上」のため、施設整備や人材の確保、処遇の改善を行います。

### 支援の充実

放課後児童クラブの利用対象が小学6年生までになるなど、地域のニーズに応じた子育て支援サービスの拡充を図ります。

## 利用できる施設は？

### 幼稚園 3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用できる保護者…制限なし

### 保育所 0～5歳

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用できる保護者…共働き世帯など、家庭で保育ができない保護者

### 認定こども園 0～5歳

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

利用できる保護者…制限なし

### 地域型保育 0～2歳

原則19人以下の少人数単位で、0～2歳の子どもを預かる事業

- \*家庭的保育（保育ママ）定員5人以下を対象とした家庭的な雰囲気での保育
- \*小規模保育 定員6～19人を対象とした家庭的保育に近い雰囲気での保育
- \*事業所内保育 事業所内の保育施設などでの従業員や地域の子どもの保育
- \*居宅訪問型保育 個別のケアが必要な場合などに保護者の自宅で1対1で行う保育

※白鷹町には現在、保育所以外の施設はありません。

